

## COP9/SB19 アジェンダ要約

地球環境対策部  
矢尾板 泰久

## 1 開催概要

- 開催地 イタリア・ミラノ Fiera Milano 会議場
- 日程 12月1日(月)～12月12日(金)
- 議長 ハンガリー環境・水利大臣 Miklos Persanyi 氏が選出予定

## 会合の暫定スケジュール (FCCC/CP/2003/1)

12月1日 (月)	12月2日 (火)	12月3日 (水)	12月4日 (木)	12月5日 (金)	12月6日 (土)
COP9 開会 SB19 開会	SB19	SB19	COP 全体会合 SB19	SB19	SB19
12月7日 (日)	12月8日 (月)	12月9日 (火)	12月10日 (水)	12月11日 (木)	12月12日 (金)
SB19	SB19	SB19	閣僚級会合	閣僚級会合	COP9 閉会

CDM理事会は11月27日(木)～28日(金)に開催されます。

## 2 主要トピック

- 京都議定書の批准状況
  - 9月29日のアジェンダ公表時点で京都議定書の批准をすませた国は119ヶ国となっている。我が国を含めて批准手続きを済ませた附属書 締約国は32ヶ国で、その1990年のCO2排出量は附属書 締約国全体の44.2%となっている。  
京都議定書の発効要件は、55ヶ国以上の批准 批准した附属書 締約国の1990年のCO2排出量が附属書 国全体の55%以上  
上記 と の条件を満たした後、90日後に発行  
京都議定書の発効見通しについては <http://unfccc.int/resource/kpthermo.html> を参照
  - COP は京都議定書の批准に関する状況報告書に盛り込まれた情報に留意するとともに、まだ批准していない UNFCCC 締約国に対し京都議定書に批准または加盟を早めるよう求める。(FCCC/CP/2003/INF.1)
- CDM 理事会報告
  - CDM 理事会は、COP8 の後、2003年1月20日から2003年10月16日-17日まで5回の理事会を開催した。また、COP9 期間直前の2003年11月27日-28日にかけて第12回理事会を開催する予定となっている。COP9 では、この1年間のCDM 理事会活動内容の報告が行われる。FCCC/CP/2003/2 に盛り込まれている CDM 理事会第2次報告書は、COP に運用2年目のCDM 実施進捗に関する情報を提供し、必要に応じて同会合で取り上げられる決議を提言する。(Add.1～2は11月14日現在未掲載)  
又、2年間の任期でCDM理事会メンバー及び交代メンバーは、それぞれ5人ずつ選出

され、新メンバーのリストはFCCC/CP/2003/2に掲載される。

- 京都議定書締約国の会合として機能する締約国第一回会議 (Cop/Mop1) に向けての準備
  - SBI は第 18 回目の会合にて京都議定書締約国の会合として機能する締約国第一回会議に向けての準備に関する結論を採択し、COP9 による採択のための決議案を提出することに合意した。COP9 は、京都議定書締約国の会合として機能する締約国第一回会合の準備に関する SBI からの決議案を採択する予定。
- 議定書 2 条 3 項の関連事項
  - 議定書 2 条 3 項で規定されている、気候変動に対応する政策及び措置の国際貿易に対する悪影響を考慮したサウジアラビアの提案の取扱いが SBSTA17 及び COP8 で議論されたが、結論に達することが出来なかったため、適切な補足説明とともに今会合の暫定議題に含める。
- カナダ提案の取扱い
  - 第一約束期間において温室効果ガス低排出エネルギーの輸出により得られるクレジットを年間 7,000 万 CO<sub>2</sub> トンまで認めるように求めた提案に SBSTA は第 16 回会合で留意した。第 17 回および第 18 回会合でかかる問題を検討した。第 19 回会合でも検討を継続する。SBSTA は方法論的活動の作業プログラムに合意するとともに、COP9 採択に向けた決議案を提案する。(FCCC/SBSTA/2002/MISC.3、FCCC/SBSTA/2002/MISC.7)
- IPCC/TAR (第 3 次評価報告書) の取扱い
  - 第 3 次評価報告書 (TAR) 議題項目を SBSTA19 で完成する。SBSTA の定期的検討のため下記 2 つの新しい議題を第 20 回会合から取り上げる。
    - ( ) 気候変動における影響・脆弱性・適応の科学的、技術的及び社会経済的側面
    - ( ) 緩和の科学的、技術的及び社会経済的側面これら、2 つの新しい議題において、作業の要素・範囲・優先事項に関する意見を提出する。(FCCC/SBSTA/2003/2,MISC.2,MISC.11)
- CDM における植林 / 再植林活動
  - 非持続性・追加性・リーケージ・不確実性・生物多様性や自然エコシステムに対する影響を含む社会経済的及び環境的影響を考慮し、第一約束期間内の CDM の植林・再植林活動の定義及び様式に関わる決議を COP は採択する。SBSTA は交渉文書案を検討し、COP9 採択のための提案及び COP/MOP 1 への提出用に決議案を作成する。(FCCC/SBSTA/2003/10/add.3)
- 土地利用、土地利用変化、林業 (LULUCF) に関するグッドプラクティス
  - IPCC 第 21 回全体会合 (2003 年 11 月 3,6,7 日) にて、LULUCF に関するグッドプラクティス・ガイダンス、及び森林の土地劣化 (degradation) と他の植生タイプの消滅 (devegetation) の定義と排出目録の方法論的オプションに関する報告書が採択された。COP9 では、上記 2 件の報告書を検討すると共に共通の報告形式についても合意する予定。
- 登録簿システム
  - 登録簿システムに関する検討進捗報告書について締約国及び専門家での会合間協議は継続され、同協議に関する報告書は SBSTA19 会期中にまとめられる。技術標準の機能的・技術的仕様開発に関する進捗状況も報告される。登録簿システム確立・保守に関する追加行動の決議案を出す。
- キャパシティー・ビルディング
  - SBI は第 18 回会合にて、COP に対して第 9 回会合で途上国のキャパシティー・ビルディング枠組実施のレビューを完了するために必要な行動と措置に関する決議を採択するよう提言した。また、同会合で、国別報告書に基づいて経済移行国のキャパシティー

ー・ビルディング枠組実施の有効性をレビューすべきとする決議を採択するよう提言した。SBIは、決議2/CP.7および3/CP.7のレビューに関する決議案及びCOP9の選択に向けキャパシティー・ビルディング枠組実施を強化するために必要な行動と措置を提言することを目的として検討する。(FCCC/SBI/2003/14)

□ 技術移転

- 技術移転専門家チーム(EGTT)の新メンバーを選出し、2004年EGTT作業プログラム案に合意する。SBSTAは、新技術・適応技術開発に関する今後の取組みに関してEGTTに更なるガイダンスを提供する予定。TT:CLEARに関する更なる取組みに関して追加ガイダンスを事務局に提供する。(FCCC/SBSTA/2002/12及びINF.12)

□ 閣僚会合

- 10月6日にCOP9へ向けた非公式事前会合が、COP9議長に就任予定のハンガリーの主催によりローマで開催された。日本を含む31ヶ国とEUが参加した。これは、COP9の閣僚級円卓会合の進め方について意見交換を行うことを目的とした。議長国ハンガリーが提案した三つの議題がテーマとして決まった。

気候変動、適応、緩和及び持続可能な開発  
技術。技術使用と発展、技術の伝達を含む

評価。気候変動の合意事項に正式に述べてある目標と実行するための、国家、地域、国際レベルでの評価。科学、情報、政策、財政状況を含む

(FCCC/CP/2003/1/add.1)

- COP9閣僚級円卓会合では、交渉ではなく政治レベルでの自由な議論を促進する。

□ 条約4条8項について

- COP7での決定に従い、保険に関するワークショップ2回、他の多国間環境条約とのシナジーに関するワークショップ1回、経済多様性および附属書締約国が非附属書締約国のニーズに対応するための支援プログラムに関するワークショップ1回の活動等の報告がCOP9で提示される。SBI19では、非附属書締約国を支援するための手法に関する地域ワークショップの必要性と実施に関する問題を検討する。

(FCCC/SBI/2003/11)

- 後発開発途上国基金運営のための追加ガイダンスを検討する。

(FCCC/SBI/2003/16)

□ 条約4条2項(a)、(b)の妥当性に関する第2次レビュー

- 条約4条2項(d)に基づき、「条約4条2項(a)、(b)の妥当性」の第2回審査を1998年12月31日までに実施することになっている。COP4から議案にあがっているが、COP5においてG77と中国が議題を「条約4条2項(a)、(b)の“実施”の妥当性の審査」に修正するよう要求したが、コンセンサスが得られず、保留となっている。今回は、本件の結論を出すために非公式協議を行う。

**4条2項(a)**; 附属書 国は、附属書 国の個別の事情を考慮して、条約の目的を先進国が率先していることを示すため、GHG排出削減等の気候変動を緩和するための自国の政策および措置を実施する。これらの措置は附属書 国が共同で実施することもできる。

**4条2項(b)**; 附属書 国は、(a)の目標を達成するために取った政策および措置の結果、および予想されるGHGの人為的な排出量/除去量についての情報を条約12条に従って送付する。COPは定期的にその情報を審査する。

□ 附属書 締約国の国別報告書

- 附属書 締約国の第三次国別報告書をさらに検討し、1990年～2001年の附属書 締約国から出された温室効果ガス目録の報告書を検討する。

(FCCC/SBI/2003/7及び14)

- 非附属書 締約国の国別報告書
  - 非附属書 締約国による第二次及び必要に応じて第三次国別報告書の提出頻度を定めることを決定した。SBI は締約国から提出された意見を検討し、COP9 採択のため決議案を提案する。
- 締約国会議第 10 回会合の日程と会場
  - COP10 の日程・会場は COP9 で決定しなければならない。日程は 2004 年 11 月 29 日～12 月 10 日とする事に合意済み。アジェンダ公表時点では COP10 の主催国になりたいと希望を出している締約国はない。

### 3 サイドイベント

- サイドイベント（スペシャルイベント）
  - COP9 開催期間中に会場及びその周辺で条約事務局、各国政府代表団、国際機関、研究機関、環境 NGO などが主催するサイドイベントが多数開催される。
  - イベントスケジュールについては、下記を参照。  
<http://regserver.unfccc.int/seors/new/finalreport/report.html>

以 上